

特定調達品目及び判断の基準等（案）（物品・役務変更箇所抜粋）

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

コピー用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考4-5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
-------	--

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

- ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

~~2-3~~ 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

~~3-4~~ 「総合評価値」とは備考4-5に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考4-5に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4-5に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考4-5の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。

4-5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

Y及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y（総合評価値）： y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 ：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 ：森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 ：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 ：坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 ：最低保証の古紙パルプ配合率（％）

x_2 ：森林認証材パルプ利用割合（％）

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 ：間伐材等パルプ利用割合（％）

$$x_3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（％）

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 ：白色度（％）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_6 ：坪量（g/m²）

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

~~5-6~~ 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

~~6-7~~ 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

~~7-8~~ 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。

~~8-9~~ 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

~~9~~ 平成 22 年 3 月 31 日までに製造されたコピー用紙のうち、総合評価値 70 以上 80 未満の製品については、平成 22 年 4 月 1 日以降も特定調達物品等とみなすこととする。

~~10~~ 平成 21 年 4 月 1 日より前に製造されたコピー用紙のうち、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 20 年 2 月 5 日変更閣議決定）のコピー用紙に係る判断の基準を満たす製品については、当該製品に総合評価値及びその内訳を記載しない場合も特定調達物品等とする。

フォーム用紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。 【配慮事項】 ①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
--------	---

インクジェットカラープリンター用塗工紙	【判断の基準】 ①古紙パルプ配合率70%以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。 【配慮事項】 ①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------------------------	--

備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

【印刷用紙】

塗工されていない印刷用紙	【判断の基準】 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考4・5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考4・5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。 【配慮事項】 ① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ② バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
塗工されている印刷用紙	

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

2-3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調

達方針に基づいて使用するパルプをいう。

3-4 「総合評価値」とは備考4-5に示される Y_1 又は Y_2 の値をいう。

「指標値」とは、備考4-5に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考4-5に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考4-5の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

4-5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -0.5x_6 + 20 \quad (0 < x_6 \leq 10 \rightarrow x_6 = 10, 10 < x_6 \leq 20 \rightarrow x_6 = 20, 20 < x_6 \leq 30 \rightarrow x_6 = 30, x_6 > 30 \rightarrow x_6 = 40)$$

Y_1, Y_2 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y_1 (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2 (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値 (ファンシーペーパー又は抄色紙 (色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。) には適用しない。)

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準 (印刷参照) に示された A ランク (紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの) の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

y_5 : 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材等パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合 (意図的に白色度を下げる場合) は加点対象とならない。

x_6 : 塗工量 (g/m²)

塗工量 (両面への塗布量) は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

5-6 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

6-7 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。

7-8 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

【衛生用紙】

トイレット ペーパー	【判断の基準】 ○古紙パルプ配合率100%であること。
ティッシュ ペーパー	【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 古紙及び古紙パルプ配合率

各品目において判断の基準となっている古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義は、以下のとおりとする。

【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの（商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。）。

産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場又は事業場（以下「工場等」という。））から発生し、製品として使用されない紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等（当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。）の工場等において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工作業を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない（当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は古紙として取り扱う。）。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの（いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブローク）。 ・製紙工場等内に保管されて原料として使用されるもの（いわゆる「仕込損紙」）。 ・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	日本標準産業分類（平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 175 号）の中分類に掲げる「紙製造業（142）」であり、小分類の「洋紙製造業（1421）」「板紙製造業（1422）」「機械すき和紙製造業（1423）」及び「手すき和紙製造業（1424）」をいう。
子会社、関連会社及び関係会社	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 8 条の各項に定めるものをいう。

【古紙パルプ配合率の定義】

古紙パルプ配合率＝ $\frac{\text{古紙パルプ}}{(\text{バージンパルプ} + \text{古紙パルプ})} \times 100 (\%)$ パルプは含水率 10%の重量とする。 上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

(23) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 【配慮事項】 ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。 【以下略】
-------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー(汎用型)」とは、JIS S 6036 の 2.に規定

- するステープラつくり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのをいう。また、「ステープラー（汎用型以外）」とは、ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
- 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z 式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- 5 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
- ~~5-6~~ 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- ~~6-7~~ 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- ~~7-8~~ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- ~~8-9~~ 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- ~~9-10~~ 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウェイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。
- 1 ~~9-1~~ 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。
- 1 ~~1-2~~ ダストブローワーに係る判断の基準②の「地球温暖化係数が 140 未満の物質」は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロレフィン（HFO1234ze）等。
- 1 ~~2-3~~ 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD 及び BD 用とする。
- 1 ~~3-4~~ 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

4. オフィス家具等

(1) 品目及び判断の基準等

いす	【判断の基準】 ○大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあつては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあつては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑤、木質の場合は③及び⑤、紙の場合は④及び⑤の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①表 1 に示された区分の製品にあつては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあつては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ. 単一素材分解可能率が 85%以上であること。 ウ. 表 2 の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h 以下又はこれと同等のものであること。 ④次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上とすること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気可
机	
棚	
収納用什器（棚以外）	
ローパーティション	
コートハンガー	
傘立て	
掲示板	
黒板	
ホワイトボード	

	能な限り少ないものであること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいう。

3 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。

単一素材分解可能率(%) = 単一素材まで分解可能な部品数 / 製品部品数 × 100

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

- ①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品（錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等）
- ②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品（ヒンジ、引出レール等）
- ③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ

4 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。

4-5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

5-6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

6-7 放散速度が0.02mg/m³・h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031 に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032 に適合するオフィス用いす、JIS S 1039 に適合する書架・物品棚、及び JIS S 1033 に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

7-8 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

備考）棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

機能重量の基準＝棚板重量（kg）÷棚耐荷重（kg）

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5. O A 機器

5-1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	【判断の基準】 <共通事項> ①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ. 特定の化学物質の使用が制限されたコピー機等であること。 <個別事項> ①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機 ア. コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）にあつては、表 1-1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（大判機を除く。）にあつては、表 2-1 1-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②複合機（インクジェット方式を除く） ア. 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）にあつては、表 1-2 2-1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表 2-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判複合機にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式の複合機 ア. インクジェット方式の複合機（大判複合機を除く。）にあつては、表 4-1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. インクジェット方式の大判複合機にあつては、表 4-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
--	--

	⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	---

備考) 1 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。

ア.「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。

イ.「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。

2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の使用については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

4 「大判コピー機」「大判複合機」及び「拡張性のある大判デジタルコピー機」とは、幅が406mm以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

5 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。

6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。

8 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。

9 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表1-1、表1-2、表2-1、表2-2、表3、表4-1及び表4-2の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、**引き続き**表6-1から表6-~~6~~**7**の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

10 コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機については、平成26年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日閣議決定）のコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機に係る判断の基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする（P）。

表 1-1 コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
ipm ≤ 5	≤ 0.3	要件なし
5 < ipm ≤ 20	≤ 0.04 × ipm + 0.1	
20 < ipm ≤ 24	≤ 0.06 × ipm − 0.3	
24 < ipm ≤ 30		
30 < ipm < 37	≤ 0.11 × ipm − 1.8	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
37 ≤ ipm ≤ 40		
40 < ipm ≤ 65	≤ 0.16 × ipm − 3.8	基本製品に内蔵されている
65 < ipm ≤ 90	≤ 0.2 × ipm − 6.4	
90 < ipm	≤ 0.55 × ipm − 37.9	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 判又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、表 4-1、表 4-2 及び表 6-1 から表 6-7 において同じ。

2 A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、資料 4-1 及び表 4-2 において同じ。

3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表 1-2、表 2-1、表 2-2 において同じ。

表 1-1 コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$\text{ipm} \leq 15$	≤ 1.0	要件の適用なし
$15 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} - 0.5$	
$24 < \text{ipm} \leq 40$		購入時において標準装備又は任意の付属品
$40 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 10.3$	
$44 < \text{ipm} \leq 82$		購入時において標準装備
$82 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 39.0$	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、表 4-1 及び表 4-2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-2 カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
ipm ≤ 10	≤ 1.3	要件なし
10 < ipm ≤ 15	≤ 0.06 × ipm + 0.7	
15 < ipm ≤ 19	≤ 0.15 × ipm − 0.65	
19 < ipm ≤ 30		基本製品に内蔵されている、

30 < ipm < 35	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.15$	あるいは任意の付属品
35 ≤ ipm ≤ 75		基本製品に内蔵されている
75 < ipm		

表 1-2 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm) —	基準 (kWh) —	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 10	≤ 1.5	要件の適用なし
10 < ipm ≤ 24	≤ 0.10 × ipm + 0.5	
24 < ipm ≤ 26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26 < ipm ≤ 44	≤ 0.35 × ipm - 6.0	
44 < ipm ≤ 68		購入時において標準装備
68 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 30.0	

表 2-1 カラーコピー機能を有するコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 2.8	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 5.2	
39 < ipm ≤ 58		購入時において標準装備
58 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 26.0	

表 2-1 複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判複合機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
ipm ≤ 5	≤ 0.4	要件なし
5 < ipm ≤ 24	≤ 0.07 × ipm + 0.05	
24 < ipm ≤ 30		≤ 0.11 × ipm − 1.15
30 < ipm < 37		
37 ≤ ipm ≤ 50	≤ 0.25 × ipm − 8.15	基本製品に内蔵されている
50 < ipm ≤ 80		
80 < ipm		

表 2-2 カラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 3.5	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 3.0	
39 < ipm ≤ 62		
62 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 25.0	

表 2-2 カラーコピー機能を有する複合機（大判複合機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
ipm ≤ 10	≤ 1.5	要件なし
10 < ipm ≤ 15	≤ 0.1 × ipm + 0.5	
15 < ipm ≤ 19	≤ 0.13 × ipm + 0.05	
19 < ipm ≤ 30		
30 < ipm < 35	≤ 0.2 × ipm − 2.05	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品

$35 \leq \text{ipm} \leq 70$		基本製品に内蔵されている
$70 < \text{ipm} \leq 80$	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 37.05$	
$80 < \text{ipm}$	$\leq 0.75 \times \text{ipm} - 41.05$	

表3 大判コピー機、拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 30$	30 分	$\leq 308.2\text{W}$	$\leq 10.5\text{W}$
$30 < \text{ipm}$	60 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4-1及び、表4-2、表6-5、表6-6及び表6-7において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力に表5の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適判断に用いるものとする。以下表4-1及び表4-2において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則—別表2-3の3.-(2)」 「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表4-1及び表4-2において同じ。

表4-1 インクジェット方式の複合機に係るスリープ移行時間、印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 10$	15 分	$\leq 140.6\text{W}$	$\leq 10.5\text{W}$
$10 < \text{ipm} \leq 20$	30 分		
$20 < \text{ipm}$	60 分		

表4-2 インクジェット方式の大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$\text{ipm} \leq 30$	30 分	$\leq 154.9\text{W}$	$\leq 10.5\text{W}$
$30 < \text{ipm}$	60 分		

表5 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
---------	-------	--------------------	----	-------------

インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394／ファイアワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリと複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数（RF）	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線（IR）	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ（CCFL）あるいは、発光ダイオード（LED）、ハロゲン、熱陰極蛍光管（HCFT）、キセノン又は管状蛍光灯（TL）技術等の CCFL ではない他の技術（ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1 回のみ適用される）。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (P_{out} - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

表 5—追加機能及びその許容値

種——類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェース）	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェース）	0.5	0.2

転送可能速度が500-MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	3.0	0.7
外部装置（カード／カメラ／記憶装置等）が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.2	0.2
個別の内部記憶装置（ストレージ）ドライブ（SCSI等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない）	＝	0.2
冷陰極蛍光灯（CCFL）又はその他技術のランプを使用するスキャナ	＝	0.5
PCがないと印刷／複写／スキャンができない、PCを基本とするシステム	＝	-0.5
コードレス電話用通信システム	＝	0.8
内部メモリ容量	＝	1GBごとに1.0W
電源装置の定格出力／PSOR（許容値は表4－1の製品にのみ適用される）	＝	PSOR>10Wの場合 0.02×(PSOR-10W)

備考）「第1許容値」とは、コピー機等のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、コピー機等のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

表6－1 リユースに配慮したコピー機又はリユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 15	≤ 1.0	要件の適用なし
15 < ipm ≤ 24	≤ 0.10 × ipm- 0.5	
24 < ipm ≤ 40		≤ 0.35 × ipm-10.3
40 < ipm ≤ 44	購入時において標準装備	
44 < ipm ≤ 82		
82 < ipm	≤ 0.70 × ipm-39.0	

備考）標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則（平成25年6月施行）別表2－3の3.（1）」による。以下表6－2、表6－3及び表6－4において同じ。

表6－2 リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するもの及び大判機を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度（ipm）	基準（kWh）	自動両面印刷機能要件
ipm≤10	≤1.5	要件の適用なし
10<ipm≤24	≤0.10×ipm+ 0.5	
24<ipm≤26		≤0.35×ipm- 6.0
26<ipm≤44		
44<ipm≤68		
68<ipm	≤0.70×ipm-30.0	購入時において標準装備

表 6-3 リユースに配慮したカラーコピー機能を有するコピー機又はリユースに配慮した拡張性のあるカラーコピー機能を有するデジタルコピー機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm+ 2.8	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm- 5.2	
39 < ipm ≤ 58		
58 < ipm	≤ 0.70 × ipm-26.0	

表 6-4 リユースに配慮したカラーコピー機能を有する複合機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm+ 3.5	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm- 3.0	
39 < ipm ≤ 62		
62 < ipm	≤ 0.70 × ipm-25.0	

表 6-5 リユースに配慮した大判コピー機、リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機又はリユースに配慮した大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	≤ 30W	≤ 1W
30 < ipm	60 分		

備考) 1 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷エンジンのスリープ消費電力に表 6-8 の追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表 6-5 及び表 6-6 において同じ。

2 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則(平成 25 年 6 月施行) 別表 2-3 の 3.(2)」による。以下表 6-6 及び表 6-7 において同じ。

表 6-6 リユースに配慮したインクジェット方式の複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 10	15 分	≤ 1.4W	≤ 1W
10 < ipm ≤ 20	30 分		
20 < ipm	60 分		

表 6-7 リユースに配慮したインクジェット方式の大判複合機に係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	≤ 15W	≤ 1W
30 < ipm	60 分		

表 6－8 追加機能及びその許容値

種 類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	3.0	0.7
外部装置 (カード／カメラ／記憶装置等) が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.2	0.2
個別の内部記憶装置 (ストレージ) ドライブ (SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない)	—	0.2
冷陰極蛍光灯 (CCFL) 又はその他技術のランプを使用するスキャナ	—	0.5
PC がないと印刷／複写／スキャンができない、PC を基本とするシステム	—	-0.5
コードレス電話用通信システム	—	0.8
内部メモリ容量	—	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力／PSOR (許容値は表 4－1 の製品にのみ適用される)	—	PSOR > 10W の場合 0.02 × (PSOR - 10W)

備考) 「第 1 許容値」とは、コピー機等のスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第 2 許容値」とは、コピー機等のスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

表 6－1 リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM: 1 分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー機能
0 < CPM ≤ 20	—	—	—	≤ 5W	≤ 30 分	推奨
20 < CPM ≤ 44	≤ 3.85 × CPM + 5W	≤ 15 分	≤ 30 秒	≤ 15W	≤ 60 分	必須
44 < CPM	≤ 3.85 × CPM + 5W	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	≤ 20W	≤ 90 分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1 分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表 6－2 において同じ。
 両面コピーについてはコピー枚数を 2 枚と計算する。
 大判コピー機を除くコピー機については、A4 サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの 1 分当たりのコピー枚数

を次のように A4 サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- ① A2 サイズの用紙は、コピー枚数を 4 倍すること。
- ② A1 サイズの用紙は、コピー枚数を 8 倍すること。
- ③ A0 サイズの用紙は、コピー枚数を 16 倍すること。

- 2 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能とする。以下表 6-3 及び表 6-5 において同じ。
- 3 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表 6-3 及び表 6-5 において同じ。
- 4 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表 6-3 及び表 6-5 において同じ。
- 5 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表 6-2 から表 6-6 において同じ。
- 6 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表 6-2、表 6-5 及び表 6-6 において同じ。
- 7 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成 18 年 1 月 1 日施行）別表第 2 による。以下表 6-2 から表 6-6 において同じ。
- 8 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表 6-2、表 6-5 及び表 6-6 において同じ。

表 6-2 リュースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM: 1 分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
$0 < \text{CPM} \leq 40$	=	=	=	$\leq 10\text{W}$	≤ 30 分
$40 < \text{CPM}$	$\leq 3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	≤ 15 分	≤ 30 秒 (推奨)	$\leq 20\text{W}$	≤ 90 分

表 6-3 リュースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む。）に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm: 1 分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
$0 < \text{ipm} \leq 10$	=	=	$\leq 25\text{W}$	≤ 15 分	推奨
$10 < \text{ipm} \leq 20$	=	=	$\leq 70\text{W}$	≤ 30 分	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒	$\leq 80\text{W}$	≤ 60 分	必須
$44 < \text{ipm} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 95\text{W}$	≤ 90 分	必須
$100 < \text{ipm}$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	≤ 30 秒(推奨)	$\leq 105\text{W}$	≤ 120 分	必須

備考) 1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表 6-4 について同じ。

2—低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表6—4において同じ。

3—低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表6—4から表6—6において同じ。

表6—4—リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
$0 < \text{ipm} \leq 40$	=	=	$\leq 70\text{W}$	$\leq 30\text{分}$
$40 < \text{ipm}$	$\leq 4.85 \times \text{ipm} + 50\text{W}$	$\leq 30\text{秒(推奨)}$	$\leq 105\text{W}$	$\leq 90\text{分}$

表6—5—リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
$0 < \text{ipm} \leq 10$	=	=	$\leq 5\text{W}$	$\leq 15\text{分}$	推奨
$10 < \text{ipm} \leq 20$	=	=	$\leq 5\text{W}$	$\leq 30\text{分}$	推奨
$20 < \text{ipm} \leq 44$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	$\leq 30\text{秒}$	$\leq 15\text{W}$	$\leq 60\text{分}$	必須
$44 < \text{ipm} \leq 100$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	$\leq 30\text{秒(推奨)}$	$\leq 20\text{W}$	$\leq 90\text{分}$	必須
$100 < \text{ipm}$	$\leq 3.85 \times \text{ipm} + 5\text{W}$	$\leq 30\text{秒(推奨)}$	$\leq 20\text{W}$	$\leq 120\text{分}$	必須

表6—6—リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm:1 分当たりの画像出力枚 数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
$0 < \text{ipm} \leq 40$	=	=	$\leq 65\text{W}$	$\leq 30\text{分}$
$40 < \text{ipm}$	$\leq 4.85 \times \text{ipm} + 45\text{W}$	=	$\leq 100\text{W}$	$\leq 90\text{分}$

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-3 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 ① プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。 ア. モノクロプリンタ （高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 1-1 に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表 1-2 に示された区分ごとの基準。 イ. カラープリンタ （高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 2-1 に示された区分ごとの基準。カラープリンタ／ファクシミリ兼用機にあつては、表 2-2 に示された区分ごとの基準。 ウ. インクジェット方式 又はインパクト方式のプリンタにあつては、表 3 に示された区分ごとの基準。 エ. インパクト方式のプリンタにあつては、表 4 に示された区分ごとの基準。 ② 大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあつては、表 5-4 1 に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあつては、表 5-4 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③ 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑤ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-----------------------------------	--

備考) 1 「大判プリンタ」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあつては、本基本方針の「5-13 カートリッジ等」に示した品目「トナーカートリッジ」~~の~~に係る判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとする~~こと~~。

4 プリンタ、プリンタ／ファクシミリ兼用機については、平成 26 年度の 1 年間は経過措置

を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日閣議決定）のプリンタ、プリンタ／ファクシミリ兼用機に係る判断の基準を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする（P）。

表 1－1 モノクロプリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判プリンタを除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$\text{ipm} \leq 5$	≤ 0.3	要件なし
$5 < \text{ipm} \leq 20$	$\leq 0.04 \times \text{ipm} + 0.1$	
$20 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} - 0.3$	
$24 < \text{ipm} \leq 30$		基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$30 < \text{ipm} < 37$	$\leq 0.11 \times \text{ipm} - 1.8$	
$37 \leq \text{ipm} \leq 40$		基本製品に内蔵されている
$40 < \text{ipm} \leq 65$	$\leq 0.16 \times \text{ipm} - 3.8$	
$65 < \text{ipm} \leq 90$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 6.4$	
$90 < \text{ipm}$	$\leq 0.55 \times \text{ipm} - 37.9$	

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 判又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1－2、表 2－1 及び表 2－2 において同じ。

2 A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表 1－2、表 2－1 及び表 2－2 において同じ。

表 1－2 モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判プリンタを除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$\text{ipm} \leq 5$	≤ 0.4	要件なし
$5 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.07 \times \text{ipm} + 0.05$	
$24 < \text{ipm} \leq 30$		$\leq 0.11 \times \text{ipm} - 1.15$
$30 < \text{ipm} < 37$		
$37 \leq \text{ipm} \leq 50$		
$50 < \text{ipm} \leq 80$	$\leq 0.25 \times \text{ipm} - 8.15$	基本製品に内蔵されている
$80 < \text{ipm}$	$\leq 0.6 \times \text{ipm} - 36.15$	

表 2－1 カラープリンタ（インクジェット方式、インパクト方式及び大判プリンタを除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 1.3	要件なし
$10 < \text{ipm} \leq 15$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} + 0.7$	
$15 < \text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.15 \times \text{ipm} - 0.65$	
$19 < \text{ipm} \leq 30$		基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$30 < \text{ipm} < 35$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.15$	
$35 \leq \text{ipm} \leq 75$		基本製品に内蔵されている
$75 < \text{ipm}$	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 39.65$	

表 2-2 カラープリンタ/ファクシミリ兼用機（インクジェット方式、インパクト方式及び大判プリンタを除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面機能要件
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 1.5	要件なし
$10 < \text{ipm} \leq 15$	$\leq 0.1 \times \text{ipm} + 0.5$	
$15 < \text{ipm} \leq 19$	$\leq 0.13 \times \text{ipm} + 0.05$	
$19 < \text{ipm} \leq 30$		基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
$30 < \text{ipm} < 35$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.05$	
$35 \leq \text{ipm} \leq 70$		基本製品に内蔵されている
$70 < \text{ipm} \leq 80$	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 37.05$	
$80 < \text{ipm}$	$\leq 0.75 \times \text{ipm} - 41.05$	

表 1-1 ~~モノクロプリンタに係る標準消費電力量の基準~~

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$\text{ipm} \leq 15$	≤ 1.0	要件の適用なし
$15 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} - 0.5$	
$24 < \text{ipm} \leq 40$		
$40 < \text{ipm} \leq 44$		
$44 < \text{ipm} \leq 82$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 10.3$	購入時において標準装備又は任意の付属品
$82 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 39.0$	購入時において標準装備

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1-2、表 2-1、表 2-2、表 3、表 4、表 5-1 及び表 5-2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。以下表 1-2、表 2-1 及び表 2-2 において同じ。

表 1-2 ~~モノクロプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準~~

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 1.5	要件の適用なし
$10 < \text{ipm} \leq 24$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} + 0.5$	
$24 < \text{ipm} \leq 26$		$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 6.0$
$26 < \text{ipm} \leq 44$	購入時において標準装備又は任意の付属品	
$44 < \text{ipm} \leq 68$		
$68 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 30.0$	購入時において標準装備

表 2-1 ~~カラープリンタに係る標準消費電力量の基準~~

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 2.8	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 32		購入時において標準装備又は任意の付属品
32 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 5.2	
39 < ipm ≤ 58		購入時において標準装備
58 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 26.0	

表2-2 カラープリンタ／ファクシミリ兼用機に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm) —	基準 (kWh) —	自動両面印刷機能要件
ipm ≤ 19	≤ 0.10 × ipm + 3.5	要件の適用なし
19 < ipm ≤ 26		購入時において標準装備又は任意の付属品
26 < ipm ≤ 39	≤ 0.35 × ipm - 3.0	
39 < ipm ≤ 62		
62 < ipm	≤ 0.70 × ipm - 25.0	

表3 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ（大判プリンタを除く。）に係るスリープ移行時間、印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 10$	5 分	$\leq 1.40.6W$	$\leq 10.5W$
$10 < ipm \leq 20$	15 分		
$20 < ipm \leq 30$	30 分		
$30 < ipm$	60 分		

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。以下表4、表5-4-1及び表5-4-2において同じ。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力に表6-5のスリープモード消費電力追加機能に対する許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。以下表4、表5-4-1及び表5-4-2において同じ。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則—別表2-3の3.-(2)」 「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表4、表5-4-1及び表5-4-2において同じ。

表4 インパクト方式のプリンタに係るスリープ移行時間、印刷エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷エンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 10$	5 分	$\leq 4.6W$	$\leq 1W$
$10 < ipm \leq 20$	15 分		
$20 < ipm \leq 30$	30 分		
$30 < ipm$	60 分		

表5-4-1 インクジェット方式の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
$ipm \leq 30$	30 分	$\leq 154.9W$	$\leq 10.5W$
$30 < ipm$	60 分		

表 5-4-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度 (ipm)	スリープへの移行時間	印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
ipm ≤ 30	30 分	≤ 142.5W	≤ 10.5W
30 < ipm	60 分		

表 5 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	r < 20	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		20 ≤ r < 500	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		r ≥ 500	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリと複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1 回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光灯 (CCFL) あるいは、発光ダイオード (LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光灯 (HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL) 技術等の CCFL ではない他の技術 (ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1 回のみ適用される)。	0.5

電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力（Pout）が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (Pout - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考）追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

表 6—追加機能及びその許容値

種 類	第 1 許容値 (W)	第 2 許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	3.0	0.7
外部装置（カード／カメラ／記憶装置等）が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.2	0.2
個別の内部記憶装置（ストレージ）ドライブ（SCSI 等の外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない）	＝	0.2
冷陰極蛍光灯（CCFL）又はその他技術のランプを使用するスキャナ	＝	0.5
PC がないと印刷／複写／スキャンができない、PC を基本とするシステム	＝	-0.5
コードレス電話用通信システム	＝	0.8
内部メモリ容量	＝	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力／PSOR（許容値は表 3 及び表 4 の製品にのみ適用される）	＝	PSOR>10W の場合 $0.02 \times (PSOR - 10W)$

備考）「第 1 許容値」とは、プリンタのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第 2 許容値」とは、プリンタのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ／ファクシミリ兼用機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-4 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	【判断の基準】 ①モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③インクジェット方式のファクシミリにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	--

備考) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表1 モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
ipm ≤ 5	≤ 0.3
5 < ipm ≤ 20	≤ 0.04 × ipm + 0.1
20 < ipm ≤ 30	≤ 0.06 × ipm - 0.3
30 < ipm ≤ 40	≤ 0.11 × ipm - 1.8
40 < ipm ≤ 65	≤ 0.16 × ipm - 3.8
65 < ipm ≤ 90	≤ 0.2 × ipm - 6.4
90 < ipm	≤ 0.55 × ipm - 37.9

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm（分当たりの画像数）とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表 2 において同じ。

2 A3 判の用紙に対応可能な製品（幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。）については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。表 2 において同じ。

3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表 2 及び表 3 において同じ。

表1 ~~モノクロファクシミリに係る標準消費電力の基準~~

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$\text{ipm} \leq 15$	≤ 1.0
$15 < \text{ipm} \leq 40$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} - 0.5$
$40 < \text{ipm} \leq 82$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 10.3$
$82 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 39.0$

備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1 分間に A4 又は 8.5"×11" の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 用紙と 8.5"×11" 用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表 2 において同じ。

2 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (1)」による。表 2 において同じ。

表2 カラーファクシミリ (インクジェット方式を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$\text{ipm} \leq 10$	≤ 1.3
$10 < \text{ipm} \leq 15$	$\leq 0.06 \times \text{ipm} + 0.7$
$15 < \text{ipm} \leq 30$	$\leq 0.15 \times \text{ipm} - 0.65$
$30 < \text{ipm} \leq 75$	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.15$
$75 < \text{ipm}$	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 39.65$

表2 ~~カラーファクシミリに係る標準消費電力の基準~~

製品速度 (ipm)	基準 (kWh)
$\text{ipm} \leq 32$	$\leq 0.10 \times \text{ipm} + 2.8$
$32 < \text{ipm} \leq 58$	$\leq 0.35 \times \text{ipm} - 5.2$
$58 < \text{ipm}$	$\leq 0.70 \times \text{ipm} - 26.0$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力	待機時消費電力
5 分	$\leq 1.40.6\text{W}$	$\leq 10.5\text{W}$

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の印刷基本マーキングエンジンのスリープ消費電力に表 4 の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則 別表 2-3 の 3. (2)」による。

表4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394／ファイヤワイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモ리카ード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	ファックスモデム	任意	ファクシミリと複合機のみ適用	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ (CCFL) あるいは、発光ダイオード (LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管 (HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL) 技術等の CCFL ではない他の技術 (ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1 回のみ適用される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力 (Pout) が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (P_{out} - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

表4—追加機能及びその許容値

種——類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
------	-----------	-----------

転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.3	0.2
転送可能速度が 20 MHz 以上 500 MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.2
転送可能速度が 500 MHz 以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	3.0	0.7
外部装置（カード／カメラ／記憶装置等）が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.2	0.2
個別の内部記憶装置（ストレージ）ドライブ（SCSI 等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない）	=	0.2
冷陰極蛍光灯（CCFL）又はその他技術のランプを使用するスキャナ	=	0.5
PC がないと印刷／複写／スキャンができない、PC を基本とするシステム	=	-0.5
コードレス電話用通信システム	=	0.8
内部メモリ容量	=	1GB ごとに 1.0W
電源装置の定格出力／PSOR（許容値は表3の製品にのみ適用される）	=	PSOR>10W の場合 $0.02 \times (PSOR - 10W)$

備考）「第1許容値」とは、ファクシミリのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、ファクシミリのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-5 スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	【判断の基準】 ○表 1 に示された基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------	---

備考) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 1 スキャナに係るスリープ移行時間、**スキャンニング基本マーキング**エンジンのスリープ消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	スキャンニング基本マーキング エンジンの スリープ消費電力	待機時消費電力
15 分	$\leq 4.32.5W$	$\leq 10.5W$

備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力節減状態をいう。

2 スリープ時消費電力の基準は、本表の**スキャンニング基本マーキング**エンジンのスリープ消費電力に表 2 の追加機能に対する**スリープモード消費電力**許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 消費電力の測定方法については、「**国際エネルギースタープログラムの制度運用細則—別表 2—3 の 3. (2)**」「**国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0**」による。

表2 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の種類	接続の種類	最大データ速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能許容値 (W)
インターフェース	有線	$r < 20$	例：USB1.x、IEEE488、IEEE1284／パラレル／セントロニクス、RS232C	0.2
		$20 \leq r < 500$	例：USB2.x、IEEE1394／ファイファイヤ／i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
		$r \geq 500$	例：USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
		任意	例：フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	無線、無線周波数 (RF)	任意	例：ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例：IrDA	0.1
コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAM に応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例：冷陰極蛍光ランプ (CCFL) あるいは、発光ダイオード (LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管 (HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL) 技術等の CCFL ではない他の技術 (ランプの大きさ、又は採用されているランプ／電球の数に関係なく、1回のみ適用される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力 (Pout) が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	$0.02 \times (P_{out} - 10.0)$
タッチパネルディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネルディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスクドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

表2—追加機能及びその許容値

種 類	第1許容値 (W)	第2許容値 (W)
転送可能速度が 20MHz 未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート (インターフェイス)	0.3	0.2

転送可能速度が20-MHz以上500-MHz未満の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.2
転送可能速度が500-MHz以上の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	1.5	0.5
無線周波数の無線方式によりデータを転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	3.0	0.7
外部装置（カード／カメラ／記憶装置等）が接続可能な設計の物理的なデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.5	0.1
赤外線技術によってデータ転送する設計のデータ接続又はネットワーク接続のポート（インターフェイス）	0.2	0.2
個別の内部記憶装置（ストレージ）ドライブ（SCSI等外部ドライブ又は内部メモリに対するインターフェイスは含まれない）	=	0.2
冷陰極蛍光灯（CCFL）又はその他技術のランプを使用するスキャナ	=	0.5
PCがないと印刷／複写／スキャンができない、PCを基本とするシステム	=	-0.5
コードレス電話用通信システム	=	0.8
内部メモリ容量	=	1GBごと1.0W

備考）「第1許容値」とは、スキャナのスリープ中に稼働したままの接続に対して追加可能な許容値、「第2許容値」とは、スキャナのスリープ中に無稼働にできる接続に対して追加可能な許容値をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-7 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①表 1 及び表 2 に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることに。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なもの（コンピュータモニタ、デジタルフォトフレーム、サイネージディスプレイ等）であって、可視対角線画像サイズが 6061 インチ以下のものとする。

2 判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同 JIS の付属書 B の除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 ディスプレイに係るオンモード別消費電力の基準

製品機種及び 対角線画面サイズ d (インチ)	$D_p \leq 20,000$ の場合の 消費電力 (W)	$D_p > 20,000$ の場合の 消費電力 (W)
$d < 12.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.05 \times A + 3.0$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.05 \times A + 3.0$
$12.0 \leq d < 17.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.01 \times A + 5.5$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.01 \times A + 5.5$
$17.0 \leq d < 23.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.025 \times A + 3.7$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.025 \times A + 3.7$
$23.0 \leq d < 25.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.06 \times A - 4.0$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.05 \times A - 4.0$
$25.0 \leq d \leq 61.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.1 \times A - 14.5$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.05 \times A - 14.5$
$30.0 \leq d \leq 61.0$ (サイネージディスプレイに適用)	$\leq 0.27 \times A + 8.0$	

備考) 1 「r」はディスプレイ解像度(メガピクセル)を、「A」は可視画面面積(平方インチ)をそれぞれ表す。また、画素密度 D_p 及び r_1 、 r_2 の算出方法は、次式による。

$$D_p = r \times 10^6 / A$$

$D_p > 20,000$ の場合：

$$r_1 = 20,000 \times A / 10^6, \quad r_2 = (D_p - 20,000) \times A / 10^6$$

2 「オンモード」とは、主機能を1つ以上提供しているときの消費電力モードをいう。

3 「サイネージディスプレイ」とは、一般に対角線画像サイズが12インチより大きく、画素密度が5,000以下の業務用表示板をいう。

4 次の①から③に示す特性及び機能をすべて有するコンピュータモニタについては、本表に従って算出された消費電力のPに許容値の P_{EP} を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

①画面カバーガラスの有無にかかわらず、少なくとも85度の水平視角において最低60:1のコントラスト比が測定されるのもの

②2.3メガピクセル以上の基本解像度のもの

③IEC 61966 2-1により規定されている、少なくともsRGBの色域サイズのもの(色空間における変化は、規定のsRGB色の99%以上に対応している限り許容される)

対角線画面サイズが27インチ未満の場合： $P_{EP} = 0.30 \times P$

対角線画面サイズが27インチ以上の場合： $P_{EP} = 0.70 \times P$

5 初期設定により周囲光に応じてディスプレイの明るさを自動調節する機能が有効にされている機器については、本表に従って算出された消費電力(P)に許容値の P_{ABC} を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、下記の消費電力低減率 R_{ABC} が20%未満の場合は P_{ABC} を加算しない。消費電力低減率 R_{ABC} 及び許容値 P_{ABC} の算出方法は、次式による。

$$R_{ABC} = 100 \times (P_{300} - P_{10}) / P_{300}$$

P_{300} は300luxの周囲光水準、 P_{10} は10luxの周囲光水準で試験したときの消費電力

$$P_{ABC} = 0.10 \times P$$

6 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則(平成25年6月施行) 別表2-2」による。

表1—ディスプレイに係るオンモード別消費電力の基準

	オンモード 消費電力 (W)	スリープモード 消費電力 (W)	オフモード 消費電力 (W)
対角線画面サイズ30インチ未満 画面解像度1.1MP以下	$\leq 6 \times MP + 0.05 \times A + 3$	≤ 2	≤ 1
対角線画面サイズ30インチ未満	$\leq 9 \times MP + 0.05 \times A + 3$		

画面解像度 1.1MP 超			
対角線画面サイズ 30 インチ以上 60 インチ以下	$\leq 0.27 \times A + 8$		

備考) 1 「MP」はディスプレイ解像度（メガピクセル）を、「A」は可視画面面積（平方インチ）をそれぞれ表す。

2 「オンモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており、主機能である画像の表示を実行している状態をいう。また、オンモード消費電力は、算定式の算定結果の小数点以下第2位を四捨五入したものとする。

3 「スリープモード」とは、接続している装置又は内部要因から信号を受信した後に製品が移行する消費電力モードをいう。スリープモードとは、ディスプレイが電源に接続され、すべての機械的（ハード）電源スイッチが入っており、接続されている機器からの信号受信、又はスリープタイマーや占有センサーのような内部機能の誘因事象により低電力モードに入っている状態（接続されている機器からの信号受信又は内部機能の誘因事象により、当該モードから復帰可能であること）をいう。

4 「オフモード」とは、ディスプレイが電源に接続され、電源スイッチによる起動を待機し、いかなる機能も提供していない状態（使用者が当該モードから復帰させるために機械的スイッチを操作しなければならない）をいう。

5 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラムの制度運用細則（平成25年6月施行）別表2-2による。

表2 ディスプレイに係るスリープモード消費電力及びオフモード消費電力の基準

スリープモード 消費電力 (W)	オフモード 消費電力 (W)
≤ 0.5	≤ 0.5

備考) 1 「スリープモード」とは、接続している装置又は内部要因から信号を受信した後に製品が移行する消費電力モード（接続されている機器、ネットワーク、遠隔操作装置、内部要因から信号を受け取った場合に当該モードから復帰可能であること。）をいう。

2 スリープモード消費電力の基準は、表3のブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容量及び表4の追加能力に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

3 「オフモード」とは、電源に接続しているが、オンモード又はスリープモードのいずれの機能も提供していないときの消費モード（使用者による電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを終了させることができる。）をいう。なお、必ずしも本モードを備えている必要はなく、本モードを提供する機器の場合は、本表の基準を満たすこと。

4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラムの制度運用細則（平成25年6月施行）別表2-2による。

表3 ブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力 許容値 (W)
ブリッジ接続	USB1.x	0.1
	USB2.x	0.5
	USB3.x、ディスプレイポート（非映像接続）、サンダーボルト	0.7
ネットワーク接続	Wi-Fi	2.0
	ファストイーサネット	0.2

	ギガビットイーサネット	1.0
--	-------------	-----

表4 追加能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力 許容値 (W)
センサー	占有センサー	0.5
メモリ	フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5-15 プロジェクタ

(1) 品目及び判断の基準等

プロジェクト	【判断の基準】 ①製品本体の重量が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ②消費電力が表2に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ③待機時消費電力が0.5W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ②可能な限り低騒音であること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑥筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑦製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクト」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が 5,000lm 未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m 以内の距離で 60 インチ (1.2m×0.9m) 以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ (以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。) を含むものとする。

2 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、不定時間保たれる最低消費電力をいう。待機 (スタンバイ) は、製品の最低消費電力モードである。

3 判断の基準③については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量の製品には適用しない。

4 判断の基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包

装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

5 判断の基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。
- ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がなされていること。

~~判断の基準④イについては、回収の仕組みの構築に相当程度の時間を要することを勘案し、平成 25 年度までは経過措置とし、この期間は適用しないものとする。~~

6 判断の基準⑥における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

7 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50% まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。

8 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

9 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
- イ. マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。
- エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

表 1 製品本体重量の基準

有効光束：φ（lm）	光源ランプの数	重量の基準の算定式（kg）
φ < 2,500	—	$4.0 \times \alpha$
$2,500 \leq \phi < 4,000$	—	$5.0 \times \alpha$
$4,000 \leq \phi < 5,000$	1 個	$0.003 \times \phi \times \alpha$
	2 個以上	$0.003 \times \phi \times \alpha \times 1.1$

備考） 1 α は係数であって、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0 とする。

2 有効光束が 4,000lm 未満の機器であって、超短焦点プロジェクタの場合は、重量の基準の算定式によらず 7.5kg 以下とする。

表 2 消費電力の基準

有効光束： ϕ (lm)	消費電力の算定式 (W)
$\phi < 2,500$	$0.085 \times \phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$
$2,500 \leq \phi < 5,000$	$0.077 \times \phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$

備考) α 、 β 及び γ は係数であって、次の数値を表す。

α : 解像度が WXGA (1,280×768 ドット) 以上のプロジェクタの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0

β : 超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は $1/\cos \theta$ 、それ以外の場合は 1.0。ただし、 θ は打上角 (プロジェクタのレンズ (ミラー) 中心を通る水平線と投射画面中心の角度) とし、最大で 1.3 とする

γ : 光源にランプを 2 個以上使用する場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0

(2) 目標の立て方

当該年度のプロジェクタの調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量の割合とする。

7. 家電製品

7-1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/165を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 ④特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブサイトを始めラベル等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①冷媒及び断熱材発泡剤に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ①熱電素子を使用するもの
- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③吸収式のもの

2 特定の化学物質の含有表示方法は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める方法によること。なお、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

5 判断の基準①については、次のとおりとする。

ア. 定格内容積 ~~350~~250 リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

- イ. 定格内容積 ~~350~~250 リットル超 400 リットル以下のものは、平成 ~~25~~26 年度の 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/133 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

種 別	区 分			基準エネルギー消費効率算定式
	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_1+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_1+220$
		300 リットル超	1 枚	$E=0.302 \times V_1+343$
			2 枚以上	$E=0.296 \times V_1+374$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの			$E=0.844 \times V_2+155$
	冷気強制循環方式のもの	300 リットル以下		$E=0.774 \times V_2+220$
		300 リットル超		$E=0.302 \times V_2+343$

備考) 1 E 及び V_1 、 V_2 は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

V_2 ：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあつては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあつては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあつては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 ~~286~~34 号（平成 ~~18~~ 年 ~~9~~ 月 ~~19~~ 日平成 ~~25~~ 年 3 月 1 日）の「~~2~~-3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 ~~287~~35 号（平成 ~~18~~ 年 ~~9~~ 月 ~~19~~ 日平成 ~~25~~ 年 3 月 1 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7-3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
 - ②温水洗浄装置のみのもの
 - ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
 - ④専ら鉄道車両において用いるためのもの
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては、平成 ~~25~~**26** 年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 100/129 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 4 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座（洗浄機能無し）		141
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	183
	瞬間式（貯湯タンク無し）	135

- 備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。
- 2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだもののいう。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 288 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

9. 温水器等

9-1 電気給湯器

(1) 品目及び判断の基準等

ヒートポンプ式 電気給湯器	【判断の基準】 ① 成績係数が3.50以上であること。エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③ ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 【配慮事項】 ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------------------	---

備考) 1 暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。

~~1 成績係数の算出方法は、次式による。~~

~~—— 成績係数（COP）＝ 定格加熱能力／定格消費電力~~

~~—— 定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。（単位：kW）~~

~~—— 定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。（単位：kW）~~

~~—— 表 定格加熱条件~~

項目	定格加熱条件（単位：℃）
外気温度（DB/WB）	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

~~—— 給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度（単位：℃）~~

~~—— 出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度（単位：℃）~~

- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 判断の基準③は、業務の用に供するために製造されたものについては適用しないものとする。

表 ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	基準エネルギー消費効率
標準 (4人世帯)	240リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.4
			無	一缶	3.0
				多缶	2.6
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.6
				多缶	2.3
	240リットル以上 320リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.8
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.3
				多缶	2.0
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
	320リットル以上 550リットル未満	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	3.3
				多缶	2.8
			無	一缶	3.2
				多缶	2.8
		寒冷地仕様	有	一缶	2.7
				多缶	2.3
			無	一缶	2.7
				多缶	2.3
	550リットル以上	寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.9
				多缶	2.5
			無	一缶	2.9
				多缶	2.5
		寒冷地仕様	有	一缶	2.4
				多缶	2.1
			無	一缶	2.5
				多缶	2.2
少人数 (2人世帯)	—	寒冷地仕様 以外のもの	有	—	2.4
			無		2.8
		寒冷地仕様	有		2.0
			無		2.4

- 備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。
- 2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した仕様をいう。
- 3 「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のヒートポンプ式電気給湯器の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10. 照明

10-1 照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	【判断の基準】 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 使用用途が施設用又は卓上スタンド用にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 使用用途が家庭用にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に127/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
LED 照明器具	【判断の基準】 ①固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。 ②演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ③LED モジュール寿命は40,000時間以上であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

LED を光源とした内照式表示灯	【判断の基準】 ①定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
------------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に含まれないものとする。

- ①防爆型のもの
 - ②耐熱型のもの
 - ③防じん構造のもの
 - ④耐食型のもの
 - ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - ⑥40 形未満の蛍光ランプを使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの
 - ⑦鉱工業用機械用に設計されたもの
 - ⑧家具用に設計されたもの
 - ⑨さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの
 - ⑩蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
- 2 G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、蛍光灯照明器具に係る判断の基準②を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。
- 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とする。また、同基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- ~~5 蛍光灯照明器具に係る判断の基準④イについては、平成 25 年度 1 年間の経過措置を設けることとし、この期間においては、表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 113/100 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。~~
- ~~6-5~~ 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具の

うち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。

~~7~~6 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

~~8~~7 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法―第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定 JIS Z 8726 に規定する光源の演色性評価方法に準ずるものとする。

~~9~~8 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法―第 3 部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。

~~10~~9 LED 照明器具の配光全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011~~（照明器具―第 5 部：配光測定方法）~~に準ずるものとする。

1 ~~10~~ 本項の「LED を光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。

1 ~~2~~1 本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。

1 ~~3~~2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

1 ~~4~~3 調達を行う各機関は、LED 照明器具の調達に当たって、現段階において JIS 規格が検討中であることを踏まえ、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。

1 ~~5~~4 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 1 蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

使用用途	区 分		基準エネルギー消費効率
	蛍光灯の形状	蛍光灯の大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもの のうち 2 本管形のもの	蛍光灯の大きさの区分が 86 以上の蛍光灯を使用するもの	100.8
		蛍光灯の大きさの区分が 86 未満の蛍光灯を使用するもの	100.5
	コンパクト形のもの のうち 2 本管形以外のもの		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が 70 以上のもの(蛍光灯の大きさの区分が 20 の直管形蛍光灯を使用するものを除く)	91.6
		使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が 70 未満のもの又は蛍光灯の大きさ区分の総和が 70 以上のものであって蛍光灯の大きさが 20 の直管形蛍光灯を使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

備考) 1 「蛍光灯の大きさの区分」とは、直管形蛍光灯のうち、高周波点灯専用形蛍光灯にあっては JIS C 7617-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあっては JIS C 7617-2 の 2.3.1 に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光灯又は環形高周波点灯専用形蛍光灯にあっては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光灯以外の環形蛍光灯にあっては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光灯にあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯のうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

2 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 54 号（平成 22 年 3 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	70lm/W以上
昼白色	
白 色	60lm/W以上
温白色	
電球色	

備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112 に規定する蛍光灯の光源色の区分に準ずるものとする。

2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器具」に含まれないものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10-2 ランプ

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光ランプ (直管型 大きさの区分 40 形 直管 蛍光ランプ)	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で 100lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 25.5（±1.2）mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率、ランプ効率で 85lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ. 管径は 32.5（±1.5）mm 以下であること。 エ. 水銀封入量は製品平均 105mg 以下であること。 オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電球形形状のランプ	【判断の基準】 ○使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①電球形 LED ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で 45lm/W 以上であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。 ウ. 定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 水銀封入量は製品平均 54mg 以下であること。 ウ. 定格寿命は 6,000 時間以上であること。 ③上記①、②以外の電球形形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率がランプ効率で 50lm/W 以上であること。 イ. 定格寿命は 6,000 時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形~~状の~~LED ランプ」又は「電球形蛍光ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。
- 2 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）に規定する光源色及び演色評価数測定 JIS Z 8726に規定する光源の演色性評価方法に準ずるものとする。
- 3 本項の「電球形 LED ランプ」とは、一般照明として使用する白色 LED 使用の電球形状のランプとする。
- 4 本項の電球形 LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法―第 3 部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。
- 5 本項の電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の 60%に下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2（一般照明用電球形蛍光ランプ―第 2 部：性能仕様）の定格寿命に準ずるものとする。
- ~~5-6~~ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。
- イ. 電球形蛍光ランプを電球形 LED ランプに交換する場合は、当該ランプの使用条件、光源色やランプ効率、製品寿命等について、本項の判断の基準を比較検討の上、適切なランプを選択すること。

表 1 電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

全光束	光源色	ランプ効率
400lm以上	昼光色	75lm/W以上
	昼白色	
	白色	60lm/W以上
	温白色	
	電球色	
400lm未満	昼光色	65lm/W以上
	昼白色	
	白色	55lm/W以上
	温白色	
	電球色	

備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112 に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。

2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「電球形 LED ランプ」に含まれないものとする。

3 調光・調色対応ランプについては、表 1 の全光束別・光源色別の区分のランプ効率の基準から 5lm/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表 2 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
蛍光ランプの大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	
10	電球色		60.6
	昼白色		58.1
	昼光色		55.0
15	電球色		67.5
	昼白色		65.0
	昼光色		60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
		蛍光ランプが露出していないもの	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2
		蛍光ランプが露出していないもの	62.3

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。

- ① 蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの
- ② 光束を調節する機能を有するもの
- ③ 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するもの
- ④ 鶏舎用に設計されたもの
- ⑤ 蛍光ランプが分離できるもの
- ⑥ 蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

2 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7620-2 に規定する大きさの区分をいう。

3 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 54 号（平成 22 年 3 月 19 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度における調達総量（本数又は個数）に占める基準を満たす物品の数量（本数又は個数）の割合とする。

1 1. 自動車等

1 1-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③ハイブリッド自動車 ④プラグインハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥水素自動車 ⑦クリーンディーゼル自動車（乗車定員 10 人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） ⑧乗用車・小型バス ア. ガソリン自動車 乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 2 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 3 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 イ. ディーゼル自動車 小型バスにあつては、表 3 に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ⑨小型貨物車 ア. ガソリン自動車 車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 4 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. ディーゼル自動車 小型貨物車にあつては、表 5 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑩重量車 ア. 乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車にあつては、表 6 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあつては、表 7 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ウ. 車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラックタ」という。）にあつては、表 8 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ⑪LPガス自動車 ア. 乗用車にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 9 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 小型貨物車（車両総重量 2.5t 以下のものに限る。）にあつては、表 1 に示された区分の排出ガス基準に適合し、表 10 に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車
-----	--

	【配慮事項】 ①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が可能な限り使用されていること。 ④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。 ⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。
--	---

- 備考） 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年 8 月 16 日運輸省令第 74 号）第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は、本項の判断の基準に適合しないものとする。
- 3 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 4 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。
- 5 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- 6 **京都議定書目標達成計画におけるバイオマス由来の輸送用燃料に係る記載内容を踏まえ、**一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 人以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）にあっては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10 及び ETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

【以下略】

17. 設備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム（公共・産業用）	【判断の基準】 ①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ②太陽電池モジュール及び周辺機器について、別表1に示された項目について、情報が開示され容易に確認できること。 ③発電電力量等が確認できるものであること。 ④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ④太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑤鉛はんだを使用していないこと。
太陽熱利用システム（公共・産業用）	【判断の基準】 ①集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が10Kである時、集熱器の瞬時集熱効率が40%以上であること。 ②集熱器及び周辺機器について、別表2に示された項目が、ウェブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ③外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ④鉛はんだを使用していないこと。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用の

システムをいう。

2 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。

3 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960 において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度）

太陽電池セルの合計面積＝1 セルの全面積×1 モジュールのセル数

放射照度＝1000W/m²

1 セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

4 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。

5 「**瞬時**集熱効率」は JIS A 4112 に準拠して算出するものとする。

6 太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証については JIS C 8990 又は JIS C 8991 に準拠するものとする。

7 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表 1 又は 2 の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達にあたっては、発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。

ウ. 太陽光発電システムの導入にあたっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。

エ. 太陽熱利用システムの導入にあたっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。

オ. 調達にあたっては、設置事業者には設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要な情報（製造事業者が有する情報を含む。）を、設置事業者を通じ把握すること。

表 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区 分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

別表 1

太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示 (基準状態)	JIS C 8904-2 で規定された基準状態で測定した年間の推定発電電力量
		算定条件 (用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等)
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件 (モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響 (モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載)
		気候条件、地理条件 (気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載)
		その他 (配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式等
	接続箱	形式 等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、(有の場合) 回収・リサイクル方法
保守点検・修理の要件	保守点検	範囲、内容
	修理	範囲、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
	保証体制	保証履行期限 等

別表 2

太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件 (用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等)
	瞬時集熱効率 40%が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件 (集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響 (集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載)
		気候条件、地理条件 (気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載)
		その他 (配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
	保守点検	保守点検の条件 (点検の頻度等) 等
	保証体制	保証条件 (修理・交換の対応範囲、内容)、保証履行期限 等

節水機器	【判断の基準】 ＜共通事項＞ ○電気を使用しないこと。 ＜個別事項＞ ①節水コマにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. ハンドルを 120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあつては、水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5～8リットル/分であること。 ③泡沫キャップにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。 イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5 リットル/分以上の吐水流量であること。 【配慮事項】 ①取替用のコマにあつては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ②使用用途における従前どおりの使用感であること。 ③吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。
-------------	--

備考) 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13mm の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。

3 節水コマの吐水流量の試験方法は、JIS B 2061（給水栓）の吐水流量試験に準ずるものとする。また、JIS B 2061 で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は、判断の基準＜個別事項＞①を満たす。

3-4 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁をいう。なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。

4-5 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。

ア. ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。

イ. 設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応すること。

ウ. 量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。

5-6 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

(2) 目標の立て方

- ①太陽光発電システムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）とする。
- ②太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総集熱面積（㎡）とする。
- ③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあつては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）及び総集熱面積（㎡）とする。
- ④燃料電池にあつては、当該年度における総設備容量（kW）とする。
- ⑤生ゴミ処理機にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む）総量（台数）とする。
- ⑥節水機器にあつては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量（個）の割合とする。
- ⑦日射調整フィルムにあつては、当該年度における総調達面積（㎡）に占める基準を満たす物品の面積（㎡）の割合とする。

20-4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 ②再生することなく再溝切り(リグループ)が可能であること。 【配慮事項】 ①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
----------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。

2 JIS K 6329(更生タイヤ)に適合する更生タイヤは、判断の基準①を満たす。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生(自動車整備の一部として調達されるものを含む。)の総件数とする。

20-14 会議運営

(1) 品目及び判断の基準等

会議運営	【判断の基準】 ○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。 ①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たす用紙が使用されていること。 ②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。 【配慮事項】 ①紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについては、リサイクルを行うこと。 ②飲料等が提供される場合には、容器包装の返却・回収が行われていること。また、可能な限り、容器包装の再使用を行うこと。 ③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。 ④会議の参加者に対し、公共交通機関の利用、クールビズ・ウォームビズの奨励等の環境負荷低減に資する取組に関する情報提供がなされていること。 ⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	--

備考) 1 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「11-1 自動車」を対象とする。

2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平成 24 年 10 月)に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『e スタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

(2) 目標の立て方

当該年度に契約する会議の運営を含む委託業務の総件数に占める基準を満たす会議の運営を含む委託業務の件数の割合とする。